



用語集

P 1 * 1 自転車活用推進法

身近な交通手段である自転車の活用の推進に関する法律。基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成29年5月1日に施行。

* 2 自転車活用推進計画

自転車活用推進法第9条に基づき、自転車の活用推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他措置を定めた国の計画。

* 3 北海道自転車条例

自転車の活用及び安全な利用の推進に関する北海道の条例。基本理念や道の基本的施策などを定め、自転車の活用等により、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光振興等を推進することを目的として、平成30年4月1日に施行。

* 4 3つの密

新型コロナウイルスの感染拡大防止に際して広く周知された、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」の3つの略称。

* 5 都道府県自転車活用推進計画

自転車活用推進法第10条に基づき、国の自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県が区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画。

P 2 * 6 自転車専用道路

道路法第48条の14第2項に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路。

P 3 * 7 スポーツ車

各種サイクルスポーツ及びレジャー用として長距離走行、快速走行など、それぞれの使用目的に適するような一般用自転車でチェンジギア装置を備えたものの総称。

P 4 * 8 自転車関連事故

第1当事者（事故による過失が重い方をいう。過失が同程度の場合は、損傷の軽い方）又は第2当事者が自転車の事故で、「自転車対歩行者」「自転車対自転車」「自転車対自動車」「自転車単独」に類型。

P 5 * 9 自転車通行空間

自転車が通行するための道路、又は道路の部分。

* 10 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

国土交通省と警察庁が、自転車の安全で快適な利用環境を創出する取組を推進するため、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間設計の考え方等について、取りまとめた指針。

* 11 車両

道路交通法における車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスを示し、自転車は同法で軽車両に該当する。

* 12 自転車ネットワーク計画

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線^(※)を選定し、その路線の整備形態等を示した計画。

(※)自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて、自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された、面的な自転車ネットワークを構成する路線。



P 5 *13 自転車歩行者専用道路

道路法第48条の14第2項に規定される専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路。

***14 矢羽根型**

道路幅員が狭く自転車道や自転車通行帯を整備することができない区間において、自転車利用者に安全な通行を促すことを目的として、車道の路肩に自転車の通行位置と方向を示すために描いた法定外の路面表示。

***15 路面表示**

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字。

P 6 *16 ナショナルサイクルルート

自転車活用推進計画の目標の一つでもある「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」のため、走行環境や受入環境等、質の高いサイクリング環境を有するサイクリングルートを、国が、日本を代表し、世界に誇りうる「ナショナルサイクルルート」として指定し、国内外にPRを図る取組。

P 7 *17 北海道サイクルルート連携協議会

北海道におけるサイクルツーリズムの振興による広域的な周遊観光等の地域振興の実現を目的に、官民が連携・協力した取組を行なうために、北海道開発局と北海道が設立した組織。

P 8 *18 北海道自転車活用等推進連携会議

北海道自転車条例に基づく自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を、関係機関及び団体と緊密な連携を図りながら効果的に推進するため、北海道が設置した会議。

P 12 *19 シェアサイクル

必要なタイミングで他の人と自転車を共同利用するための仕組み。

P 15 *20 道路標識

道路交通法第2条第1項第15号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第1条～4条により規定。

P 17 *21 レンタサイクル

自転車を短期に有料で貸し出すサービス。

***22 案内標識**

目的地・通過地の方向、距離や道路上の位置を示し目標地までの経路を案内する「経路案内」、現在地を示す「地点案内」、「待避所」「パーキング」などの附属施設を案内する附属施設案内。

***23 アドベンチャートラベル（AT）**

アクティビティ、自然、異文化体験の3要素のうち、2つ以上を含む旅行形態のことで、シーカヤック、ラフティング、トレッキング、登山といった、海・山・川を活かした様々なアウトドアのアクティビティの総称。

***24 アドベンチャートラベルワールドサミット**

ATの国際的な団体であるATTA（Adventure Travel Trade Association）が主催する、世界最大のATイベント。

P 18 *25 目標管理型行政運営システム

道政運営の基本的制度として、Plan（企画立案）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の政策マネジメントサイクルを確立し、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政の実現を図る取組。